

札幌タウンミーティングでの質問・意見と回答

	(ページ)
1 利用者負担関係	1
2 福祉サービス関係	2
3 公費負担医療関係	4
4 支給決定手続き関係	5
5 就 労 関 係	5
6 そ の 他	7

	質問・意見	回答
利用者負担	<p>高齢者と障害者とでは次元が異なり、なぜ応益負担の発想が必要か理解できない。</p> <p>利用者負担を親が支払う義務はない、所得が少なければ負担しなくて良いという話だったが、利用者負担が払えない障害者にサービスは提供されないし、実際は受けられない。利用者負担の額をもっと検討して欲しい。</p>	<p>今回の障害者施策の見直しは、支援費制度の導入後、新たにサービスを利用する方が急速に拡大している中で、今後さらに必要となるサービスを確保することができるようにするため、必要となる費用について、すでにサービスを利用されている方も含め、皆で支え合っていくことにより、障害のある方の地域における自立した生活を支援するシステムを確立するためのものです。一割負担を求めるに当たっては、障害のある方の収入の状況等に十分配慮して、様々な負担の減免措置を講じ、障害のある方が地域で生活をするに当たって必要なサービスをきちんとご利用いただけるよう、政府に対し、他の制度以上にきめ細やかに配慮するよう指導していきます。</p>
	<p>自己負担を導入することで制度を維持することが本当にできるのか。その根拠は何か。</p>	<p>支援費制度の導入後、新たにサービスを利用する方が急速に拡大している中で、今後さらに必要となるサービスを確保することができるようにするため、必要となる費用について、すでにサービスを利用されている方も含め、皆で支え合っていくことが必要です。このため、今回の障害者施策の見直しでは、1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限を組み合わせた利用者負担をお願いするとともに、在宅福祉サービスに係る国等の補助の仕組みを義務的なものに強化することとしています。これらにより、必要な財源を確保しながら、制度をより安定的に運営し、障害のある方の地域における自立した生活を支援するシステムを確立することができるものと考えています。</p>
	<p>同一世帯の所得に応じた負担はダメです。親が年金生活者では自分の生活だけで限界。</p>	<p>障害者自立支援法案では、本人と扶養義務者に課せられていた費用負担の取扱いを改め、利用者本人のみを法律上の負担義務者とすることとしています。その上で、月額の負担上限の設定に関して、政府は、経済的な面で世帯の構成員が支え合うという生活実態を踏まえて、生計を一にする世帯全体の負担能力により設定することを提案していますが、自由民主党としては、この世帯の範囲については、障害者の自立の観点から、障害者本人の所得を基本とするため、税や医療保険の被扶養者となっている場合を除き、親、兄弟、子どもの負担はなくすことにしたいと考えます。</p>
	<p>仮に求めるとしても、本人のみの所得とすべきで、親、兄弟、家族の所得まで及ぼすのは如何なものか。</p>	
	<p>就労、働く社会づくりと言っているが、なぜ就労支援施設まで利用者負担を求めるのか。働く場で自己負担をするという考え方はどうしても理解できない。</p>	<p>障害者自立支援法案で提案している就労に関する事業は、就労に関する支援を受ける福祉サービスの一つであるため、政府の提案では、他の福祉サービスをご利用いただいた場合と同様に、利用料を負担することとなっていますが、自由民主党としては、事業者と利用者が雇用契約を結んでいるような場合には、障害者雇用施策において事業主に対して助成金を支給する等の措置があることも考え、事業者の負担で利用料を減免できる仕組みとすることにしたいと考えます。</p>

	質問・意見	回答
福祉サービス	<p>①グループホームにケアマネジャーの配置を義務づけようという話を聞くが、計画作成能力のある担当者がいればよく、また、仮に置くとしても法人に1人いれば十分だと考える。②グループホームの職員の質を向上するためには加算が必要と考える。③民間会社にももっと参入を認めるべきと考える。④町村がグループホームの開設を認めないことがあると聞くが、参入は自由とすべき。⑤入院した方のグループホームの部屋を確保できるようにすべき。⑥自閉症を対処としたケアホームは6名の入居者に対して4名の職員が必要と考えるが、どのような基準を考えているのか。</p>	<p>障害者自立支援法案に基づくグループホームについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者の状態像に即した適切なサービスを提供するため、介護が必要な方に相応しい支援を行う「ケアホーム」と就労をしている方等を対象とする「グループホーム」に機能分化を図ること ② プログラムの作成や継続的な評価を行う責任者を配置するとともに、利用者ごとに、個別支援に関するプログラムを作成すること <p>など、より個々の障害者の特性に応じた適切な支援が行われるよう、現行制度を見直していくこととしております。</p> <p>具体的な内容については、今後、政府において、関係者からのご意見も伺いながら、必要な規制緩和も含めて検討を進めていくこととなりますが、自由民主党としては、良質な支援を効率的・効果的に実施できるようにしたいと考えております。</p> <p>また、障害者自立支援法案に基づくグループホームについては、NPO法人や民間営利企業も含め、法人格を有するものについては参入を認める方向で考えております。</p>
	<p>自閉症の障害者は、分野によって発達の程度にバラつきがあり、軽度か重度かでグループホームとケアホームに分けてしまうことには疑問がある。混合型を認めるべき。</p>	<p>現在の知的障害者グループホームについては、重度加算が設けられているものの、人員配置が義務付けられていないことから、グループホーム以外の外部の事業者から責任関係が曖昧なままサービスが提供されるといったケースも見られており、より個々の障害者の特性に応じた適切な支援が行われるよう、現行制度を見直す必要があります。</p> <p>このため、障害者自立支援法においては、支援が必要な方に対し、それぞれの状態に相応しい支援を行っていく観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護が必要な方を対象とする「ケアホーム」と、 ② 就労をしている方等を対象とする「グループホーム」に、 <p>機能分化を図ることとしています。</p> <p>しかしながら、現在のグループホームには現に様々な障害の程度の方々が同居している実態があることから、自由民主党としては、事業者が責任を持って、利用される方に良質なサービスを提供するということを前提に、1つのホームの中でグループホームの利用者とケアホームの利用者をともに支援することを認めることをしたいと考えており、今後政府において具体的な条件を検討させます。</p>
	<p>自立訓練及び就労移行支援については、有期限とされているが、どの程度の期間を想定しているのか。また、期限が来ても、自立や就労ができない場合はどうするのか。</p>	<p>自立訓練事業や就労移行支援事業の給付の対象となる期間については、概ね1~2年間程度を想定しておりますが、今後、現場における実践例等も踏まえ、各事業ごとに適切な期間を設定してまいります。</p> <p>また、期間経過後の取扱いについては、期間を経過したことのみをもって一律に給付の対象外とするのではなく、さらに訓練等を行うことにより効果が見込まれる場合には、給付期間が延長できるような仕組みも検討いたします。</p>

質問・意見	回答
<p>現在の知的障害者デイサービスについては、地域活動支援センターに移行することが考えられるが、各自治体が委託を拒否した場合には運営ができなくなるのではないか。また、障害程度区分や利用時間区分についても、現在のデイサービスの仕組みが残っていくのか。</p>	<p>身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスは、平成18年10月の施設・事業体系の見直しにあわせて再編することとしています。その際には、各デイサービスのサービス内容に応じて、</p> <p>ア) 一定の介護が必要な方に対して介護サービスを提供したり、地域へ移行するための訓練等を行うなど、介護給付や訓練等給付の対象となる日中活動の場(生活介護、自立訓練等)の要件に該当するものがあれば、介護給付や訓練等給付の対象となる類型(生活介護、自立訓練等)に移行し、</p> <p>イ) それ以外の、地域との交流や創作的活動等の多様な活動を行う場については、地域の実情に合わせて多様な取組みが可能となるよう、地域生活支援事業(地域活動支援センター等)に移行するものと想定してます。</p> <p>なお、地域活動支援センターについては、市町村が行わなければならない基本的事業と位置付けているため、全ての市町村で実施する事業となります。現在の事業の障害程度区分や利用時間区分をどう反映させるかについては、事業の具体的なあり方を定めていく中で、今後よく検討したいと考えております。</p>
<p>最低定員の規模はどのくらいの人数を想定しているのか。最低定員が20名以上となると、大規模施設しか多機能型となれなくなってしまい問題ではないか。</p>	<p>新たな施設・事業体系における最低定員については、障害者の方々が住み慣れた地域において継続的に生活ができるよう、身近な場所で多様なサービス資源を確保するという観点はもちろんのこと、サービスの内容について一定の質や効率性を確保することも考慮しながら設定することとしています。</p>
<p>通所事業に今後はNPO法人なども参入できるようになるとのことだが、どのようにそのサービスの質を確保するのか。</p>	<p>新しい事業体系におけるサービスについては、一定の人員や設備等に関する基準を設けるとともに、</p> <p>① 利用者ごとに、個別支援に関するプログラムを作成すること ② プログラムの作成や継続的な評価を行う責任者を配置すること</p> <p>などを事業者に義務づけることを検討しており、こうした取組みを通じて、サービスの質を確保してまいります。</p>
<p>小規模作業所のうち「良質なサービスを提供するもの」は新たなサービス体系に移行するとあるが、具体的な内容は何か。また、移行しない小規模作業所への支援はどのようになっていくのか。</p>	<p>小規模作業所については、一定の人員、設備、運営基準を満たすものについて、現在利用されている方のニーズや地域における社会資源等も踏まえ、個別給付の対象となる事業や地域活動支援センターに計画的に移行することとなります。その基準の具体的な内容については、政府において今後検討することとしています。小規模作業所は地域で暮らす障害者の重要な支えになっていると考えており、政府においても、今年度から新たな小規模作業所への経営ノウハウ等を提供する研修等を行う事業を創設するなどの取り組みを進めていますが、自由民主党としても、今後とも小規模作業所に対するなお一層の支援の充実・強化に取り組むこととしております。</p>

質問・意見	回答
<p>精神障害者の就労支援や社会復帰といつても、現実は厳しく、いったん就職したが仕事を辞めた者はデイケアに戻っていく現実がある。そうすると、結局、医療から離れられなくなるという懸念を持つが、精神障害者に対する支援の今後の進むべき方向性をどのように考えるのか。</p>	<p>精神障害者の自立支援を図っていく上で、就労支援は重要な柱であり、そのためには、雇用施策とともに、医療面や福祉面での支援との連携が重要です。今般、障害者雇用促進法を改正し、精神障害者の雇用対策の強化を図ることとしており、障害者自立支援法案による精神障害者への地域生活、社会復帰支援の強化とあわせて、各種支援施策の充実に取り組んでまいります。</p>
<p>障害者支援施設から日中活動の就労継続支援の非雇用型に通うことは、職住分離の観点から認めない方向と聞いたが、そうなのか。</p>	<p>就労継続支援事業を利用する方々の居住の場については、 ① 長期間利用することが可能な事業であること ② 当たり前の暮らしを実現する観点から住まいの場と働く場が分かれていることが望ましいことから、自宅のほか、グループホームや福祉ホーム等を利用していただくことを考えております。 ただし、現に入所施設を利用されている方については、5年間の経過措置期間中は、現在の形態の今までの利用が可能であるとしており、また、経過措置とは別に、既存施設の活用を含め、居住の場が適切に確保されるような措置について、今後、検討してまいります。</p>
<p>就労継続支援事業において、最低賃金法の適用は受けのつか。適用除外の要件緩和は行われるのか。また、授産施設と異なり、労働者との扱いになり、労働法の適用を受けることになるのか。</p>	<p>就労継続支援事業には、事業者と利用者が雇用契約を結ぶ「雇用型」と、雇用契約を結ばない「非雇用型」とを想定しており、「雇用型」については、現行の福祉工場と同様、最低賃金法の適用を受けることとなります。最低賃金の適用除外については、現在でも、最低賃金法の規定により、「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」について、使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、最低賃金を適用しないことになっています。 また、「非雇用型」においては、利用者を雇用しない事業であるため、最低賃金などの労働法規の適用は受けないことになります。</p>
<p>精神障害者は通院のみ公費負担があり、入院や他科の場合には3割自己負担となっており、他の障害と比べて不平等である。</p>	<p>精神障害者の通院公費負担制度は、在宅精神障害者の医療の確保を図り、通院医療を積極的に進めるために、医療保険制度における自己負担分について一定の公費負担を行っているところです。これは、「入院医療中心から地域生活中心へ」という今後の精神保健福祉施策の基本的な流れにも沿うものであり、今後とも精神障害者の方々が地域で普通に暮らせる社会づくりを目指して、精神障害者の地域生活支援や社会復帰支援を総合的に推進してまいります。</p>

	質問・意見	回答
支給決定手続き	市町村の審査会に当事者を入れるべき。	市町村審査会の委員は、「障害者の保健又は福祉に関する学識経験を有する者」のうちから市町村長が任命することになっています。審査会は障害程度区分の判定を行うほか、支給決定に際し、市町村の求めに応じて意見を述べる役割を果たすことから、その委員は専門的な知見を有するとともに、中立・公正な立場で審査を行える必要があると考えています。障害者本人を委員とすることについては、単に障害者である等の理由だけでは適切ではありませんが、障害者の実情に理解のある方が委員となることが望ましいことから、障害のある方であって、障害者の保健福祉に関する専門的知見を有するなど、前述の要件を満たす方がおられれば、委員として相応しいと考えております。
	視覚障害者はトイレや、食事など、家の中での行動については一応できることから、障害程度区分が非常に軽く認定されるのではないか。初めての場所であれば誰かの手を借りるなどの支援が必要であり、電車のホームから転落するなどの命に関わる問題もあるので、基準の設定に当たっては十分な配慮が必要。	障害程度区分は、福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状況を総合的に示す区分です。障害程度区分の調査項目については、政府において、介護保険の要介護認定基準や支援費制度の基準の項目などをベースとしながら、より障害種別の特性を踏まえた基準とするよう、障害者特有の項目を追加して素案を作成したところです。視覚障害者の方につきましても、移動についての項目において、訓練や買い物、趣味等で日常的に外出している場合は、その状況に応じて見守りや介助の度合いを判断したり、交通手段の利用について、電車やバスなどをを利用して目的地に着くまでの様々な動作について判断するなど、その障害特性が把握できるよう配慮されているところです。障害程度区分の開発にあたりましては、全国約60の市町村において実施している試行事業の結果や、有識者からのヒアリング等をもとに検討を進め、秋には適切な認定基準を設定したいと考えています。
就労関係	障害者が働きやすい環境づくりを早急に整備することが必要である。	障害者の就労支援については、一人でも多くの障害者が、その意欲や能力に応じて働くことができるようになることが、障害者の自立・社会参加のためにも重要です。そのような考え方の下に、障害者雇用率制度や納付金制度を基本とし、障害者の就職あっせんや職場適応、就業・生活に関する相談機能の充実を図るため、 ① ハローワークにおける職業相談や求人開拓、就職後の助言・職業紹介 ② 地域障害者職業センターにおける職業指導やジョブコーチを活用した職場定着支援 ③ 障害者就業・生活支援センターにおける就業面と生活面が一体となった支援等の各種施策を講じているところです。 さらに、障害者雇用を一層促進するため、今回の障害者雇用促進法の一部改正法案において、 ① 精神障害者に対する雇用対策を強化するため、精神障害者である労働者を、各企業の雇用率の算定対象とすること、 ② 在宅就業を行う障害者を支援するため、在宅就業障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設すること、 ③ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進を図るため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図ること、 などの見直しを行うこととしており、こうした取組を通じ、今後とも、障害者の雇用の促進を図ることとしています。

質問・意見	回答
<p>障害者雇用を促進するためには、雇用率未達成の企業が雇用調整金を支払えば良いという制度を見直し、例えば小規模作業所への発注を働きかけたり、公共事業などの競争入札の条件に雇用率達成を条件付けるなど、もっと企業が障害者を積極的に雇用できる仕組みに改めるべきではないか。</p>	<p>今回の障害者雇用促進法の改正においては、在宅就業障害者の仕事の確保を支援するため、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に発注を行った企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金等を支給することとしております。就職に努力されている授産施設等の福祉施設や小規模作業所については、在宅就業支援の業務を継続的に行う等の要件を満たし在宅就業支援団体として登録された場合には、この制度を利用できるようにすることとしているところです。</p> <p>また、小規模作業所等での仕事を拡大するという観点から昨年11月地方自治法施行令改正され、地方公共団体が小規模作業所等と随意契約により製品の調達を行えるところです。厚生労働省では、都道府県等に対して、こうした仕組みを積極的に活用するよう周知するとともに、内閣府が中心となって、官公需の優先発注の取り組みについて関係省庁と検討を行っています。</p>
<p>法定雇用率をもっと小規模の企業にまで適用できないのか。</p>	<p>障害者雇用促進法においては、各事業主が平等に障害者を雇用している状態の実現を目指して、法定雇用率に基づく雇用義務を課されているところです。</p> <p>この法定雇用率については、一般労働者と同じ水準で障害者の雇用機会の確保を図るという観点から、障害者雇用促進法に基づき、「常用労働者と失業者の総数」に対する「障害者である常用労働者と失業者の総数」の割合を基準として設定しております。</p> <p>現在の雇用率は1.8%(平成10年～)となり、従業員56人以上の企業については、1人以上の障害者雇用の義務が生じているところです。今後におきましても、5年ごとに必要な調査を実施し、障害者の雇用実態や就業の希望状況を把握した上で、先ほど申し上げた計算方法に基づいて、適切に設定してまいります。</p>
<p>知的障害児に対しては発達に対する支援が大事な部分が多く、実際特別支援教育についても学校教育で進んでいる。厚生労働省と文部科学省が連携して全体として「よりよい社会」を作っていくべきと考える。</p>	<p>知的障害児も含めて、発達期にある障害児に対する適切な支援は非常に重要であり、保健、医療、福祉、教育などの関係者が連携して、地域における適切な支援を行うことが非常に重要です。</p> <p>特に知的障害を伴う自閉症児などの発達障害児については、できるだけ早期に発見し適切な発達支援を行うことが重要ですが、これまで制度の谷間におかれ従来の施策では十分に対応がなされなかったことを踏まえ、昨年12月に自由民主党が中心となって「発達障害者支援法」を議員立法として制定し、本年4月より施行したところです。</p> <p>これを受け、今年度より、保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係者がチームを組んで、発達障害児・者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る「発達障害者支援体制整備事業」を、厚生労働省と文部科学省が協働して実施することとしています。</p> <p>自由民主党としては、今後とも、厚生労働省と文部科学省が緊密に連携を取って対応を進めていくよう、政府に対して指導してまいります。</p>

	質問・意見	回答
その他	難病患者についても自立支援法の対象とすべき。	今回の障害者自立支援法案は、現在の各福祉法に定める身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児を対象としていますので、難病患者の方のうちこれらの障害に該当しない者は、直接その対象となりませんが、今回の法律は、将来の普遍的な仕組みへの大きな一歩となるものと考えています。 自由民主党としては、難病患者の方をはじめとして、障害のいわゆる「谷間」の解消に向け、引き続き取り組んでまいります。
	今後、我が国の福祉予算がアップする見込はあるのか。	今回の改正は、今後新たにサービスを利用する方に対しても必要なサービスを確保することができるようになりますため、これまで費用負担の仕組みが弱かった在宅サービスも含め、国が必ず費用を負担する仕組みとすることとしております。今回の改正を前提として、平成17年度の身体・知的障害者の在宅サービスの予算は、厳しい財政状況のなか、前年度比55%増を確保するなど、障害保健福祉施策については充実強化を図っているところです。自由民主党としても、引き続き必要な予算が確保されるよう努めてまいります。
	行動援護事業の点数計算の内容について、触法行為というところがあつて「ひと、他人に抱きついたり、物を盗んだりと言うことが常に行われると、結果、暴行、窃盗などの行為となる」とあるが、我々当事者の人権を無視しており、見直しをすべきではないか。	行動援護対象者の判断基準のうち、誤解を生じるような文章表現については、必要な見直しを行うこととしております。
	あんま、マッサージ、指圧師は視覚障害者の重要な職業であり、職業の選択の自由というきわめて難しい問題はあるものの、障害者の自立のために何か取り組むことができないのか。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は視覚障害者の職業的自立のために重要な職業の一つと考えておりますため、視覚障害者の更生施設においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る養成を行うなど、その資格取得支援に取り組んでおります。あん摩マッサージ指圧師等をめぐっては、無資格者の増大やタイ等とのFTA交渉など、厳しい状況となっておりますが、今後とも、障害者の方々がその特性や能力を活かして就業し職業的自立を果たすことができるよう、自由民主党としても最大限努力してまいります。

質問・意見	回答
聴覚障害者にも改正の内容を良く理解してもらえるよう、手話通訳を配置したうえでの説明会や、広報紙への掲載などを実施して欲しい。	今回の改正の内容を正しく理解していただくためには、広報や周知に力を入れていくことが必要です。このため、自由民主党としても、全国各地におけるタウンミーティングの開催に加え、制度改正の内容を記した小冊子を発行いたしました。また、地域の障害者の方々に対して必要な情報がきめ細かに伝わるよう、政府や自治体に対しても指導してまいります。
手話通訳派遣事業が、すべての市町村で実施する事業として位置づけられたのは歓迎するが、手話通訳士などが不足しており、手話通訳者の養成システムとそのための人材、予算確保がされないと画餅になるおそれがある。	障害者に対して適切な支援を行うためには、支援を担う人材を育成することが大変重要であり、今回の改正において、人材育成については都道府県の地域生活支援事業として位置づけることとしております。自由民主党としては、地域生活支援事業の予算確保をはじめ、人材育成が適切に実施できるよう取り組んでまいります。
障害福祉計画を策定するに当たっては、障害ごとの当事者団体、関係機関の意見も踏まえたものとするべき。	障害者自立支援法案においては、市町村等に、地域の障害者の状況等を踏まえてサービスの数値目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられています。 市町村等は、この障害福祉計画の策定に当たり、あらかじめ、「地方障害者施策推進協議会」の意見を聞くこととしており、こうした機会を通じて、障害当事者をはじめ関係機関の方のご意見を反映させた計画が作成されることとなります。